

資料編

計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部設置要綱

東京都子供・子育て会議条例

東京都子供・子育て会議委員名簿

東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過等

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

計画に係る用語集

計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部（平成 25 年度）

庁内横断組織として、副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、「東京都子供・子育て支援総合計画」の策定を進めました。

計画の開始年度である平成 27 年度以降は、計画の進捗管理を毎年度行っており、平成 28 年度には評価指標の設定を行いました。

また、平成 27 年度には新たに「子供の貧困対策推進連携部会」を置き、子供の貧困対策への取組のさらなる推進に取り組んでいます。

東京都子供・子育て会議（平成 25 年度～）

幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25 名の委員と 4 名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここで頂いた専門的な立場からの意見や指摘を「東京都子供・子育て支援総合計画」に反映させました。

平成 27 年度以降は、計画の実施に生かしていくため、計画の進捗管理や評価指標の設定、中間評価等に関して検討を行っています。

次世代育成支援行動計画懇談会（平成 22 年度～平成 26 年度）

学識経験者、子育て支援活動団体の代表など、12 名の委員で構成する「次世代育成支援行動計画懇談会」を平成 22 年度から 26 年度まで毎年度開催し、次世代後期計画の進捗状況や事業効果等について意見や助言を頂きました。頂いた意見や助言は、東京都子供・子育て会議に報告するとともに、都が計画を策定する上で、参考としました。

子供・子育て施策推進本部設置要綱

平成25年10月15日

25福保子計第356号

福祉保健局長決定

(目的)

第1 子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して子供・子育て支援の気運を醸成することを目的として、子供・子育て施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

(検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東京都における子供・子育て支援の気運醸成に向けた取組に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に基づく東京都子供・子育て支援総合計画の策定、推進、点検、及び評価に関すること(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条第6項に基づく「措置の実施状況の公表」に関することを含む。)
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年6月26日法律第64号)第4条に基づく子供の貧困対策に関すること。
- (4) その他、東京都の子供・子育て施策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関することを担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局理事(少子高齢化対策担当)、生活文化局長、教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

(本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部の運営は、福祉保健局、生活文化局、教育庁が連携して担当するものとする。

(意見の聴取)

第6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7 本部に「計画策定・評価部会」及び「子供の貧困対策推進連携部会」を設置する。

- 2 「計画策定・評価部会」の組織は次のとおりとする。
 - (1) 計画策定・評価部会委員は、原則として課長級職員とし、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表2に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
 - (2) 計画策定・評価部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
 - ア 部会長は、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の職にある者をもって充てる。
 - イ 副部会長は、生活文化局私学部私学行政課長及び教育庁地域教育支援部義務教育課長の職にある者をもって充てる。
- 3 「子供の貧困対策推進連携部会」の組織は次のとおりとする。
 - (1) 子供の貧困対策推進連携部会委員は、原則として課長級職員とし、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表3に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
 - (2) 子供の貧困対策推進連携部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
 - ア 部会長は、福祉保健局少子社会対策部計画課長の職にある者をもって充てる。
 - イ 副部会長は、福祉保健局生活福祉部計画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。
- 6 部会長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

- 第8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。
- 2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。
 - 3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。
 - 4 幹事会は幹事長が招集する。
 - 5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

- 第9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。
- 2 生活文化局私学部及び教育庁地域教育支援部は、事務局を補佐する。

(雑則)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(26福保子計第202号)
この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則(26福保子計第472号)
この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(27福保子計第1060号)
この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則(27福保子計第1166号)
この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

附 則(28福保子計第98号)
この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則(28福保子計第1232号)
この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

別表1 子供・子育て施策推進本部委員

局名	職名
政策企画局	調整部長
青少年・治安対策本部	青少年対策担当部長
総務局	首都大学調整担当部長 労務担当部長
主税局	税制調査担当部長
生活文化局	総務部長 男女平等参画担当部長 私学部長
オリンピック・パラリンピック準備局	総合調整部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 子供・子育て施策推進担当部長 障害者施策推進部長 健康安全部長
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
教育庁	教育政策担当部長 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

別表2 計画策定・評価部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	調整部	政策担当課長
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	人事部	職員支援課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化局	総務部	企画担当課長
	都民生活部	男女平等参画課長
	私学部	私学振興課長 企画担当課長 私学行政課長
オリンピック・パラリンピック準備局	総務部	企画担当課長
都市整備局	総務部	企画担当課長
	住宅政策推進部	計画調整担当課長
福祉保健局	総務部	企画政策課長
	医療政策部	医療政策課長
	保健政策部	保健政策課長
	生活福祉部	計画課長
	少子社会対策部	計画課長 子供・子育て計画担当課長 育成支援課長 保育支援課長 家庭支援課長 事業推進担当課長
	障害者施策推進部	計画課長
	健康安全部	健康安全課長
病院経営本部	経営企画部	経営戦略担当課長
産業労働局	総務部	企画担当課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	計画担当課長
交通局	総務部	企画調整課長
教育庁	総務部	教育政策課長 企画担当課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	義務教育課長 生涯学習課長
	指導部	指導企画課長 義務教育指導課長
警視庁	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

別表3 子供の貧困対策推進連携部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	調整部	政策担当課長
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	総務部	大学調整担当課長
生活文化局	私学部	私学振興課長
福祉保健局	総務部	企画政策課長
	生活福祉部	計画課長 生活支援課長
	少子社会対策部	計画課長 家庭支援課長 育成支援課長 保育支援課長 子供・子育て計画担当課長 事業推進担当課長
産業労働局	雇用就業部	計画調整担当課長
教育庁	総務部	教育政策課長
	地域教育支援部	生涯学習課長
	指導部	企画推進担当課長
警視庁	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

東京都子供・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

- 2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。
- 3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定(認定こども園法に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項(新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

東京都子供・子育て会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

平成27年3月1日現在

公表の際に第2期委員、第3期委員の名簿を追加します。

区分	氏名		計画策定・推進部会	任期
会長	網野 武博	東京家政大学特任教授		
委員	安念 潤司	中央大学法科大学院教授		
委員	石橋 悦子	東京都発達障害者支援センター センター長代行		平成26年9月まで
委員	入谷 幸二	東京都私立幼稚園連合会 会長		
委員	大谷 隆興	東京都民生児童委員連合会 副会長		平成25年11月まで
委員	小原 聖子	(都民公募)		
副会長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授		
委員	川下 勝利	東京都民間保育園協会 副会長		平成26年4月から
委員	河村 文夫	奥多摩町長		
委員	岸井 慶子	青山学院女子短期大学子ども学科教授		
委員	清原 慶子	三鷹市長		
委員	駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会 理事長		
委員	小山 貴好	学校法人常盤学園 理事長		
委員	斉藤 和巳	東京都民間保育園協会 会長		平成26年3月まで
委員	榊原 智子	読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員		
委員	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授		
委員	市東 和子	東京都民生児童委員連合会 副会長		平成26年1月から
副会長	柴崎 正行	大妻女子大学家政学部教授		
委員	都賀 香子	(都民公募)		
委員	成澤 廣修	文京区長		
委員	柘澤 章次	東京都社会福祉協議会保育部会 部会長		
委員	福井 直美	東京都国公立幼稚園長会 会長		
委員	福田 泰也	東京商工会議所 産業政策第二部 副部長		平成26年4月から
委員	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表理事		
委員	間部 彰成	東京商工会議所 理事・産業政策第二部 部長		平成26年3月まで
委員	溝口 義朗	認証保育所ウッディキッズ 施設長		
委員	峯岸 道隆	一般社団法人東京都小学校PTA協議会 会長		
委員	村上 稔	連合東京 副事務局長(政策局長)		
委員	山崎 順子	東京都発達障害者支援センター センター長		平成26年10月から
専門委員	金子 正博	品川区子ども未来事業部長		平成26年3月まで
専門委員	久住 智治	文京区男女協働子育て支援部長		平成26年4月から
専門委員	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長		
専門委員	正木 忠明	東京都医師会 理事		
専門委員	宮崎 望	三鷹市子ども政策部 調整担当部長		

部会長

副部会長

オブザーバー

東京都子供・子育て会議の審議経過等

	開催日	検討事項
第1回 全体会議	平成25年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について ・東京都の幼児教育・保育等の状況について
第1回 計画策定部会	平成25年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について
第2回 計画策定部会	平成26年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について <li style="padding-left: 20px;">第1回計画策定部会の意見を踏まえて
第1回 認定こども園 部会	平成26年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第3回 計画策定部会	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">幼児期の学校教育・保育の充実 <li style="padding-left: 20px;">地域の子供・子育て支援の充実
第2回 認定こども園 部会	平成26年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第4回 計画策定部会	平成26年7月4日 第2回全体会議と同日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">妊娠期からの切れ目のない支援 <li style="padding-left: 20px;">次代を担う子供たちの教育、育成支援 <li style="padding-left: 20px;">子育てしやすい環境の整備
第2回 全体会議	平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について ・計画部会における検討状況について
第5回 計画策定部会	平成26年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">特別な支援を必要とする子供や家庭への支援
第3回 全体会議 第6回 計画策定部会	平成26年10月10日 合同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子供・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」
第7回 計画策定部会	平成26年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上 ・子供・子育て支援施策の推進体制
第8回 計画策定部会	平成27年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
	平成27年2月12日 ～2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画素案」パブリックコメントの実施
第4回 全体会議	平成27年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について

第9回 計画策定部会	平成27年10月14日	・計画の中間評価に向けたスケジュールについて
第5回 全体会議 第10回 計画策定部会	平成28年2月1日 合同開催	・次世代行動計画（後期）の評価・分析報告 ・評価指標等検討
第6回 全体会議 第11回 計画策定部会	平成28年4月27日 合同開催	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正について ・東京都子供・子育て会議における評価に関する意見と方向性（案）について
第7回 全体会議 第12回 計画策定部会	平成28年8月23日 合同開催	・東京都子供・子育て支援総合計画の中間評価に向けた評価指標（案）について
第8回 全体会議	平成28年12月12日	・東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況について
第9回 全体会議 第13回 計画策定部会	平成29年8月9日 合同開催	・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて
第10回 全体会議	平成29年11月30日	・東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況について ・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて
第11回 全体会議	平成30年2月5日	・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて
第12回 全体会議	平成30年3月 (予定)	・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて



区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

区市町村の子ども・子育て支援事業計画（以下、「区市町村計画」という。）における量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。
 都の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分の別により、次のとおりとします。

- 1号認定・・・・・・・・・・区市町村計画の合計（下記1）
- 2号認定・3号認定・・・・区市町村設定区域別の数値（下記2）。

1 都全域（1号認定に係る設定区域）

区市町村	29年度の量（見込みを含む29年度末までの値）			30年度			31年度		
	1号認定	2号認定 教育 ニース	3号認定 0歳 1・2歳	1号認定	2号認定 教育 ニース	3号認定 0歳 1・2歳	1号認定	2号認定 教育 ニース	3号認定 0歳 1・2歳
都全域	量の見込み(a)								
	確保方策 特定教育・保育施設 1								
	確認を受けない幼稚園 2								
	特定地域型保育事業 3								
	(b) 認可外保育施設 4								
	(b-a)								

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所
- 2 施設型給付の対象としての確認を受けない幼稚園
- 3 家庭的保育事業、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- 4 認可外保育施設のうち、認証保育所など、一定の施設基準に基づき運営費支援等が行われている施設

2 区市町村設定区域（2号認定・3号認定に係る設定区域）

区市町村	30年度			30年度			31年度		
	1号認定	2号認定 教育 ニース	3号認定 0歳 1・2歳	1号認定	2号認定 教育 ニース	3号認定 0歳 1・2歳	1号認定	2号認定 教育 ニース	3号認定 0歳 1・2歳
区	量の見込み(a)								
合計	確保方策 特定教育・保育施設 1								
	確認を受けない幼稚園 2								
	特定地域型保育事業 3								
	(b) 認可外保育施設 4								
	(b-a)								
(内訳)	量の見込み(a)								
地区	確保方策 特定教育・保育施設 1								
	確認を受けない幼稚園 2								
	特定地域型保育事業 3								
	(b) 認可外保育施設 4								
	(b-a)								
(内訳)	量の見込み(a)								
地区	確保方策 特定教育・保育施設 1								
	確認を受けない幼稚園 2								
	特定地域型保育事業 3								
	(b) 認可外保育施設 4								
	(b-a)								

2号認定・3号認定に係る各設定区域の範囲 (区市町村の全域を1区域とする場合を除く)

区市町村	地域名	該当地域
千代田区	麹町地区	霞が関一～三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、麹町一～四丁目、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、千代田、九段南一～四丁目、九段北一～四丁目、麹町五・六丁目、紀尾井町、北の丸公園、富士見一・二丁目、飯田橋一～四丁目
	神田地区	大手町一・二丁目、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一～三丁目、三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、猿樂町一・二丁目、神田駿河台一～四丁目、神田錦町一～三丁目、神田小川町一～三丁目、丸の内一～三丁目、内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、神田美土代町、内神田一～三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田須田町一・二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一～三丁目、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、神田淡路町一・二丁目、外神田一～六丁目、岩本町一～三丁目、東神田一～三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一～四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練堀町、神田相生町
中央区	京橋地区	八重洲二丁目、京橋一～三丁目、銀座一～八丁目、新富一・二丁目、入船一～三丁目、湊一～三丁目、明石町、築地一～七丁目、浜離宮庭園、八丁堀一～四丁目、新川一・二丁目
	日本橋地区	日本橋本石町一～四丁目、日本橋室町一～四丁目、日本橋本町一～四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町一・二丁目、日本橋富沢町、日本橋人形町一～三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一・二丁目、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町一・二丁目、日本橋横山町、東日本橋一～三丁目、日本橋久松町、日本橋浜町一～三丁目、日本橋中洲、八重洲一丁目、日本橋一～三丁目、日本橋茅場町一～三丁目、日本橋兜町
	月島地区	佃一～三丁目、月島一～四丁目、勝どき一～六丁目、豊海町、晴海一～五丁目
新宿区	東南地区 (四谷、笹笹町、榎町、角筈各特別出張所管内)	四谷一～四丁目、本塩町、三栄町、坂町、若葉一～三丁目、須賀町、左門町、信濃町、南元町、荒木町、舟町、愛住町、大京町、霞ヶ丘町、内藤町、片町、住吉町2(一部)・8(一部)、新宿一・二丁目・三丁目1～14・15(一部)・16・17(一部)・30・31(一部)・32・四・五丁目1～12・13(一部)・14(一部)・15～17・18(一部)、歌舞伎町一丁目1(一部)、市谷田町一～三丁目、市谷本村町、市谷砂土原町一～三丁目、市谷長内町、市谷加賀町一・二丁目、市谷甲良町、市谷船原町、市谷長延寺町、市谷鷹匠町、市谷山伏町、市谷八幡町、神楽坂一～六丁目、細工町、二十騎町、揚場町、津久戸町、東五軒町、西五軒町、赤城元町、南榎町、袋町、払方町、南町、北町、納戸町、南山伏町、北山伏町、白銀町、下宮比町、矢来町、若宮町、岩戸町、中町、笹笹町、横寺町、筑土八幡町、新小川町、神楽河岸、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷仲之町、赤城下町、天神町、榎町、東榎町、早稲田町、早稲田南町、馬場下町、原町一～三丁目、河田町2(一部)、若松町5(一部)・6(一部)、喜久井町、築地町、弁天町、中里町、山吹町、改代町、水道町、早稲田鶴巻町、西早稲田二丁目1(一部)、西新宿一～五丁目・六丁目1・5(一部)・6(一部)・10(一部)・11～26・七丁目(一部)
	中央地区 (若松町、大久保、柏木各特別出張所管内)	住吉町1・2(一部)・3～7・8(一部)・9～15、市谷台町、富久町、河田町1・2(一部)・3～11、若松町1～4・5(一部)・6(一部)・7～38、戸山一・二丁目、三丁目1～15・16(一部)・17・19・20)、余丁町、西早稲田二丁目2、新宿五丁目13(一部)・14(一部)・18(一部)・六・七丁目、歌舞伎町一丁目30(一部)・二丁目、大久保一～三丁目、戸山三丁目16(一部)・18、百人町一・二丁目・三丁目1～28・29(一部)・30～32、西新宿七丁目2(一部)・3～6、西新宿六丁目2～4・5(一部)・6(一部)・7～9・10(一部)・七丁目1・2(一部)・7～23・八丁目、北新宿一～四丁目
	西北地区 (戸塚、落合第一、落合第二各特別出張所管内)	戸塚町一丁目、戸山三丁目21、西早稲田一丁目・二丁目1(一部)・3～21・三丁目、高田馬場一～四丁目、百人町三丁目29(一部)・四丁目、上落合一～三丁目、下落合一～四丁目、中落合一～四丁目、西落合一～四丁目、中井一・二丁目

区市町村	地域名	該当地域
墨田区	北部地区	墨田一～五丁目、堤通一・二丁目、東向島一～六丁目、八広一～六丁目、東墨田一～三丁目、向島一～五丁目、京島一～三丁目、押上一～三丁目、文花一～三丁目、立花一～六丁目
	南部地区	吾妻橋一～三丁目、業平一～五丁目、東駒形一～四丁目、横川一～五丁目、本所一～四丁目、石原一～四丁目、太平一～四丁目、横網一・二丁目、亀沢一～四丁目、錦糸一～四丁目、両国一～四丁目、緑一～四丁目、江東橋一～五丁目、千歳一～三丁目、立川一～四丁目、菊川一～三丁目
大田区	大森地区	池上一・二丁目、三丁目12・13(6～11)・21(1～27)・22～41・四～八丁目、大森北、大森中一丁目1～21・二丁目1～12・19～24・三丁目1～5・9～36、大森西、大森東一～三丁目、大森本町、北馬込一・二丁目、京浜島、山王、城南島、昭和島、中央、東海、中馬込、西馬込、東馬込、ふるさとの浜辺公園、平和島、平和の森公園、南馬込
	調布地区	池上三丁目1～11・13(1～5、12～19)・14～20・21(27先)、石川町、鷺の木、上池台、北千束、北嶺町、久が原、千鳥、一丁目1～19・20(1～3、7～10)・21(4～12)22・23(5～16)・24～26・二丁目1～5・6(5～17)・7～26・28～35・37・三丁目3(1～3、30～33)・7(6～10)、田園調布、田園調布本町、田園調布南、仲池上、西嶺町、東嶺町、東雪谷、南久が原、南千束、南雪谷、雪谷大塚町
	蒲田地区	大森中一丁目22・二丁目13～18・三丁目6～8、大森東四・五丁目、大森南、蒲田、蒲田本町、北糀谷、下丸子、新蒲田、多摩川、千鳥一丁目20(4～6)・21(1～3、13～20)・23(1～4、17～24)・二丁目6(1～4、18～24)・27・36・38～41・三丁目1・2・3(4～29)・4～6・7(1～5、11～24)・8～25、仲六郷、西蒲田、西糀谷、西六郷、萩中、羽田、羽田旭町、羽田空港、東蒲田、東糀谷、東矢口、東六郷、本羽田、南蒲田、南六郷、矢口
世田谷区	世田谷地区	太子堂一～五丁目、三軒茶屋一・二丁目、経堂一～五丁目、宮坂一～三丁目、桜丘一～五丁目、池尻一～三丁目・四丁目1～32、三宿一・二丁目、若林一～五丁目、世田谷一～四丁目、弦巻一～五丁目、桜一～三丁目、下馬一～六丁目、野沢一～四丁目、上馬一～五丁目、駒沢一・二丁目
	北沢地区	北沢一～五丁目、代田一～六丁目、梅丘一～三丁目、豪徳寺一・二丁目、代沢一～五丁目、池尻四丁目33～39、羽根木一・二丁目、大原一・二丁目、松原一～六丁目、赤堤一～五丁目、桜上水一～五丁目
	玉川地区	玉堤一・二丁目、尾山台一～三丁目、等々力一～八丁目、上用賀一～六丁目、玉川一～四丁目、玉川台一・二丁目、用賀一～四丁目、瀬田一～五丁目、東玉川一・二丁目、奥沢一～八丁目、玉川田園調布一・二丁目、上野毛一～四丁目、中町一～五丁目、野毛一～三丁目、駒沢三～五丁目、新町一～三丁目、深沢一～八丁目、駒沢公園、桜新町一・二丁目
	砧地区	成城一～九丁目、祖師谷一～六丁目、千歳台一～六丁目、船橋一～七丁目、喜多見一～九丁目、鎌田一～四丁目、宇奈根一～三丁目、岡本一～三丁目、砧一～八丁目、大蔵一～六丁目、砧公園
	烏山地区	給田一～五丁目、北烏山一～九丁目、南烏山一～六丁目、上北沢一～五丁目、八幡山一～三丁目、上祖師谷一～七丁目、粕谷一～四丁目
豊島区	東部地区	駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、雑司が谷、高田、目白一・二丁目
	西部地区	西池袋、池袋、池袋本町、目白三～五丁目、南長崎、長崎、千早、要町、高松、千川

区市町村	地域名	該当地域
北区	赤羽地区	浮間一～五丁目、赤羽北一～三丁目、桐ヶ丘一・二丁目、赤羽台一～四丁目、赤羽西一～六丁目、西が丘一～三丁目、上十条五丁目、十条仲原三・四丁目、中十条四丁目、赤羽一～三丁目、岩淵町、志茂一～五丁目、赤羽南一・二丁目、神谷二・三丁目、東十条五・六丁目
	王子地区	上十条一～四丁目、十条仲原一・二丁目、中十条一～三丁目、岸町一・二丁目、十条台一・二丁目、王子本町一～三丁目、滝野川四丁目、東十条一～四丁目、神谷一丁目、王子一～六丁目、豊島一～八丁目
	滝野川地区	滝野川一～三丁目、滝野川五～七丁目、西ヶ原一～四丁目、上中里一～三丁目、中里一～三丁目、田端一～六丁目、堀船一～四丁目、栄町、昭和町一～三丁目、東田端一・二丁目、田端新町一～三丁目
荒川区	南千住地区	南千住一～八丁目
	荒川地区	荒川一～八丁目
	町屋地区	町屋一～八丁目
	尾久地区	西尾久一～八丁目 東尾久一～八丁目
	日暮里地区	西日暮里一～六丁目 東日暮里一～六丁目
板橋区	板橋地区	板橋一～四丁目、加賀一・二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町
	常盤台地区	大谷口上町、大谷口北町、大谷口一・二丁目、向原一～三丁目、小茂根一～五丁目、常盤台一～四丁目、南常盤台一・二丁目、東新町一・二丁目、上板橋一～三丁目、東山町、桜川一～三丁目
	志村地区	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、小豆沢一～四丁目、志村一～三丁目、東坂下一丁目、坂下一丁目1～26・28、中台一～三丁目、若木一～三丁目、西台一丁目・二丁目1～30・4・30・17・41・42・三丁目1～46・48～54・四丁目、前野町一～六丁目
	赤塚地区	四葉一・二丁目、大門、赤塚一～八丁目、赤塚新町一～三丁目、成増一～五丁目、三園一丁目、西台二丁目30-5～30-16・31～40、三丁目47・55～57、徳丸一～八丁目
	高島平地区	東坂下二丁目、坂下一丁目27・29～41、二・三丁目、相生町、蓮根一～三丁目、舟渡一～四丁目、高島平一～九丁目、新河岸一～三丁目、三園二丁目
練馬区	練馬地区	旭丘一・二丁目、小竹町一・二丁目、栄町、羽沢一～三丁目、豊玉上一・二丁目、豊玉中一～四丁目、豊玉南一～三丁目、豊玉北一～六丁目、中村一～三丁目、中村南一～三丁目、中村北一～四丁目、桜台一～六丁目、練馬一～四丁目、向山一～四丁目、貫井一～五丁目
	光が丘地区	錦一・二丁目、氷川台一～四丁目、平和台一～四丁目、早宮一～四丁目、春日町一～六丁目、高松一～六丁目、北町一～八丁目、田柄一～五丁目、光が丘一～七丁目、旭町一～三丁目、土支田一～四丁目
	石神井地区	富士見台一～四丁目、南田中一～五丁目、高野台一～五丁目、谷原一～六丁目、三原台一～三丁目、石神井町一～八丁目、石神井台一～八丁目、下石神井一～六丁目、関町北一～五丁目、関町南一～四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一～四丁目、関町東一・二丁目
	大泉地区	東大泉一～七丁目、西大泉一～六丁目、南大泉一～六丁目、大泉町一～六丁目、大泉学園町一～九丁目、西大泉町

区市町村	地域名	該当地域
足立区	1ブロック (千住地区)	千住東一・二丁目、千住旭町、日ノ出町、柳原一・二丁目、千住曙町、千住関屋町、千住一～五丁目、千住大川町、千住元町、千住柳町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住桜木町一・二丁目、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住緑町一～三丁目、千住橋戸町
	2ブロック (宮城・小台地区)	宮城一・二丁目、小台一・二丁目
	3ブロック (新田地区)	新田一～三丁目
	4ブロック (綾瀬/佐野地区)	綾瀬一～七丁目、加平一～三丁目、東綾瀬一～三丁目、谷中一～五丁目、東和一～五丁目、中川一～五丁目、大谷田一～五丁目、佐野一・二丁目、辰沼一・二丁目、六木一～四丁目、神明一～三丁目、北加平町、神明南一・二丁目
	5ブロック (中央本町/保塚・六町/花畑・保木間地区)	青井一～六丁目、弘道一・二丁目、西綾瀬一～四丁目、中央本町一～五丁目、足立一～四丁目、六町一～四丁目、一ツ家一～四丁目、西加平一・二丁目、南花畑一～五丁目、保塚町、東保木間一・二丁目、平野一～三丁目、東六月町、保木間一～五丁目、花畑一～八丁目
	6ブロック (梅田/竹の塚/伊興・西新井東側/東伊興地区)	梅島一～三丁目、梅田一～八丁目、西新井栄町一・二丁目、関原一～三丁目、西保木間一～四丁目、竹の塚一～七丁目、六月一～三丁目、島根一～四丁目、栗原一～四丁目、伊興一～五丁目、西新井一～三丁目、東伊興一～四丁目、伊興本町一・二丁目、西伊興四丁目、西竹の塚一・二丁目
	7ブロック (江北/興野・本木/西新井西側/鹿浜/舎人地区)	西新井栄町三丁目、西新井本町一～五丁目、興野一・二丁目、本木一・二丁目、本木東町、扇一～三丁目、本木北町、江北一～七丁目、椿一・二丁目、堀之内一・二丁目、鹿浜一～八丁目、西伊興一～三丁目、西新井四～七丁目、谷在家一～三丁目、皿沼一～三丁目、加賀一・二丁目、古千谷本町一～四丁目、舎人一～六丁目、入谷一～九丁目
葛飾区	東部地区	奥戸九丁目、鎌倉一～四丁目、金町一～六丁目、高砂二～八丁目、細田一丁目・三～五丁目、柴又一～七丁目、新宿一～五丁目
	西部地区	お花茶屋一～三丁目、亀有一～五丁目、四つ木三～五丁目、小菅一～四丁目、西亀有一～四丁目、青戸三～八丁目、東堀切一～三丁目、白鳥一～四丁目、宝町一・二丁目、堀切一～八丁目
	南部地区	奥戸一～八丁目、高砂一丁目、細田二丁目、四つ木一・二丁目、新小岩一～四丁目、西新小岩一～五丁目、青戸一・二丁目、東四つ木一～四丁目、東新小岩一～八丁目、東立石一～四丁目、立石一～八丁目
	北部地区	新宿六丁目、水元一～五丁目、西水元一～六丁目、東金町一～八丁目、東水元一～六丁目、南水元一～四丁目
江戸川区	区民課地区	中央一～四丁目、松島一～四丁目、松江一～七丁目、東小松川一～四丁目、西小松川町、大杉一～五丁目、西一之江一～四丁目、春江町四丁目、上一色一～三丁目、本一色一～三丁目、一之江一～八丁目、西瑞江四丁目1～2・10～27、江戸川四丁目15～25、松本一・二丁目、興宮町
	小松川地区	小松川一～四丁目、平井一～七丁目
	葛西北地区	一之江町、二之江町、春江町五丁目、西瑞江五丁目、江戸川五・六丁目、船堀一～七丁目、宇喜田町、東葛西一～三丁目、西葛西一丁目、北葛西一～五丁目、中葛西一・二丁目
	葛西南地区	東葛西四～九丁目、西葛西二～八丁目、南葛西一～七丁目、中葛西三～八丁目、清新町一・二丁目、臨海町一～六丁目
	小岩地区	東小岩一～六丁目、西小岩一～五丁目、南小岩一～八丁目、北小岩一～八丁目
	東部地区	春江町二・三丁目、東瑞江一・二丁目、西瑞江三丁目・四丁目5～9、江戸川一～三丁目・四丁目1～14、谷河内二丁目、下篠崎町、篠崎町三～六丁目、南篠崎町一～五丁目、東篠崎町、東篠崎一・二丁目、瑞江一～四丁目
	鹿骨地区	新堀一・二丁目、春江町一丁目、谷河内一丁目、鹿骨町、鹿骨一～六丁目、上篠崎一～四丁目、篠崎町一・二・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、北篠崎一・二丁目、東松本一・二丁目

区市町村	地域名	該当地域
青梅市	東部地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、東青梅、根ヶ布、師岡町、新町、末広町、河辺町、藤橋、今井
	西部地区	畑中、和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
	北部地区	富岡、小曾木、黒沢、成木
府中市	第1区域	多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台一～三丁目、若松町、浅間町、緑町
	第2区域	白糸台四～六丁目、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
	第3区域	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町
	第4区域	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町
	第5区域	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町一・二丁目、本宿町三・四丁目、西府町三・四丁目、東芝町
	第6区域	美好町三丁目、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町一・二丁目、西府町一・二・五丁目
町田市	堺地区	相原町、小山町、小山ヶ丘一～六丁目
	忠生地区	木曾町、木曾東一～四丁目、木曾西一～五丁目、山崎町、山崎一丁目、函師町、根岸町、根岸一・二丁目、矢部町、常盤町、忠生一～四丁目、上小山田町、下小山田町、小山田桜台一・二丁目
	町田地区	原町田一～六丁目、中町一～四丁目、森野一～六丁目、旭町一～三丁目、玉川学園一～八丁目、東玉川学園一～四丁目、本町田、南大谷
	鶴川地区	大蔵町、小野路町、金井町、金井一～八丁目、真光寺町、真光寺一～三丁目、鶴川一～六丁目、能ヶ谷一～七丁目、野津田町、広袴町、広袴一～四丁目、三輪町、三輪緑山一～四丁目、薬師台一～三丁目
	南地区	金森一～七丁目、金森東一～四丁目、鶴間、鶴間一～三丁目、小川、小川一～四丁目、つくし野一～四丁目、南つくし野一～四丁目、高ヶ坂一～七丁目、成瀬一～八丁目、西成瀬一～三丁目、成瀬台一～四丁目、南成瀬一～八丁目、成瀬が丘一～三丁目
稲城市	第一地区	矢野口、東長沼、大丸、百村、押立
	第二地区	向陽台、長峰、若葉台
	第三地区	坂浜、平尾
奥多摩町	氷川・小河内地区	J R 青梅線 奥多摩駅 (氷川小学校 通学区域)
	古里地区	J R 青梅線 白丸駅～川井駅 (古里小学校 通学区域)

計画に係る用語集

あ行

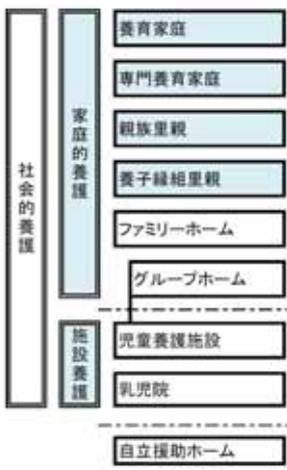
一時保護	児童福祉法第 33 条の規定にもとづき、児童相談所長が必要と認める場合に、子供を一時保護所に入所させること又は児童福祉施設等に一時的に保護を委託すること。虐待等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合や、棄児、迷子、家出した子供等、保護者がいないために緊急に保護する必要がある場合などに行われる。
医療的ケア	<u>たんの吸引や経管栄養等の日常生活を営むために必要な医療的な行為</u>

か行

家庭的養護	社会的養護の一つで、家庭的な環境の下で子供たちを養育する制度。養育家庭、ファミリーホーム、グループホームなどがある。 (「社会的養護」を参照)
企業主導型保育	<u>国の企業主導型保育事業による費用の助成を受けて、企業が主として従業員向けに認可外保育施設として設立・運営するもの。自社の従業員だけでなく、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる</u>
虐待対策コーディネーター	児童虐待に対応するため、主に子供家庭支援センター内の調整や関係機関との連携を担う人材のこと。具体的には、センター全体のケースの割り振りや助言、進行管理、個別ケース検討会議の要否の決定、個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。
キャリアパス	職位や職責に就くために必要な業務経験やその順序、配置異動等のルートなど。
グループホーム	地域の中で家庭的な雰囲気の下、6 人程度の子供を養育する小規模施設。家庭的養護と施設養護の両方の体系を持った制度 (「社会的養護」を参照)
合計特殊出生率	その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むと仮定した時の子供の数に相当する。
子供	本計画においては、児童福祉法における「児童」と同様に、満 18 歳未満の者を指す。

さ行

児童福祉司	児童相談所の職員であって、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導等を行う。 児童福祉法
児童発達支援センター	<u>就学前の障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適</u>

	<p>応訓練などの支援を行う施設。また、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う。</p>
<p>児童養護施設</p>	<p>保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設</p> <p style="text-align: right;">児童福祉法 （ 「社会的養護」を参照）</p>
<p>社会的養護</p>	<p>様々な事情により家庭で暮らすことのできない子供たちを家庭に代わって、公的に養育する仕組み。家庭的な環境の下で子供たちを養育する「家庭的養護」と、児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。</p> <p style="text-align: center;">社会的養護の体系</p> 
<p>重症心身障害児（者）</p>	<p>重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童（者）</p>
<p>自立援助ホーム</p>	<p>義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うこと等によって、社会的に自立するよう援助する施設</p>
<p>親族里親</p>	<p>両親の死亡等により養育ができない等の一定の要件を満たす児童を引き取り養育する、児童の扶養義務者及びその配偶者からなる親族家庭。家庭的養護の一類型。</p>

た行

<p>第三者評価</p>	<p>第三者（評価機関）の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指す制度</p>
<p>東京都福祉保健基礎調査</p>	<p>社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定、実施している。（平成17年度までは「東京都社会福祉基礎調査」</p>

	<p>という名称)</p> <p>「東京の子供と家庭」は昭和 57 年度から 5 年毎に行っており、平成 24 年度調査で 7 回目。</p> <p>平成 24 年度の調査対象は、</p> <p>東京都内に居住する、小学生までの子供を養育する 4,800 世帯</p> <p>東京都内に居住する、20 歳未満の子供を養育するひとり親 1,200 世帯</p> <p>上記 の世帯の子供の養育者(父親や母親等)</p>
特別支援教育	<p>障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、知的な遅れのない発達障害も含めて、全ての学校において実施し、様々な人々が活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。</p>

な行

乳児院	<p>乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p> <p>児童福祉法 (「社会的養護」を参照)</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は行

発達障害	<p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</p> <p>発達障害者支援法</p>
ピアカウンセリング	<p>同じ悩みや問題を持つ人同士で行う相談のこと。</p>
病児・病後児保育	<p>児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う保育サービス</p>
ファミリー・サポート・センター	<p>子育てのお手伝いをしたい方(協力会員)と、お手伝いを頼みたい方(依頼会員)がそれぞれファミリー・サポート・センターの会員となり、地域で子育ての助け合いを行う事業</p>
ファミリーホーム	<p>養育者の住居において、5 人又は 6 人の子供を養育する制度。家庭的養護の一類型 (「社会的養護」を参照)</p>
ペアレントメン	<p>発達障害児(者)の子育て経験のある親であつて、その経</p>

ター	験を活かし、発達障害のある子供(発達障害の特性がある場合も含む。)を育てている親などの相談・情報提供を行う者
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目指した国のプラン。 (東京都においては放課後児童クラブを「学童クラブ」と称している。)

や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること。
養育家庭	家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭。家庭的養護の一類型。 なお、専門養育家庭とは、専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題を有する児童及び障害児を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭のこと。 (「社会的養護」を参照)
養子縁組里親	養子縁組を前提として、児童を養育する家庭。家庭的養護の一類型。 (「社会的養護」を参照)
要保護児童	保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 児童福祉法より
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

ら行

ライフ・ワーク・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態
--------------	-----------------------------------------------------